

令和3年第10回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和3年10月13日（水） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所庁舎 6階 6-3会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 山口 貴範

欠席委員

酒井 勉 ・ 梶下 信孝

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 岸野 治郎 ・ 栗原 修司
神山 肇 ・ 酒井 秀男 ・ 杉本 宜永 ・ 高橋 直美
戸崎 和美 ・ 永田 俊幸 ・ 林 俊朗 ・ 福井 恒夫
本田 忠男 ・ 眞鍋 勇 ・ 宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦
村瀬 東三 ・ 山田 貞夫

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	伊佐治伸一
主査	吉村 雅子	主査	高橋 伸和
主査	中村 修	主任主事	井上 靖之
主任主事	宮田 直弥		

関係者

経済部農林課	副主幹	河合 直哉
経済部農林課	主任主事	宮本 一路

議 事

- 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第52号 農用地利用配分計画案に関する意見について
- 議案第53号 岐阜農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 議案第54号 令和4年度農業施策に関する要望書について
-
- 報告第36号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長

それでは、令和3年第10回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号18番山口貴範委員、議席番号1番櫻井宏委員の両委員、よろしくお願いたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第48号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定10件、地上権の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第48号について説明いたします。農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。議案書2ページの農地法第3条許可申請明細を御覧ください。

1番の日野および岩地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を拡大するものです。

2番の日野および岩地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡大するものです。

3番の則武地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、借人は法人化をして農業経営を開始するものです。

3ページをお願いします。

4番、木田地区の申請は、農家世帯内の使用貸借による権利の設定で、農業経営の安定を図るものです。

5番、方県地区の申請は、所有権の移転で、農業経営の安定を図るものです。

6番、西郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡大するものです。

7番から11番、西郷地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、借人は法人化により農業経営を開始するものです。

12番、鏡島地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を開始するものです。

13番、網代地区の申請は、所有権の移転で、社会福祉施設利用者の健康増進を図るものです。14番、柳津地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、農業経営を拡大するものです。借人は果樹、柚子を栽培する予定です。

15番、柳津地区の申請は、地上権の設定で、先ほどの14番の農地で、上部に営農型太陽光発電施設を設置するためです。なお、太陽光発電施設設置者から、当該施設の転用の5条許可申請が同時に出ています。後ほど御説明しますので御承知おきください。

議長

ただいま、議案第48号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番及び2番、日野及び岩地区は、代表して高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

今回の申請は、1番が所有権移転、2番が使用貸借による権利の設定で、農業経営の拡大を図る受人、借人へ畑を譲り渡す、あるいは貸し出すものです。10月8日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人及び借人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、一般野菜を栽培される予定です。

受人及び借人は、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、則武地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治
副主幹

3番の申請は、法人化により農業経営を開始する借人へ、畑を貸し出すものです。申請地では、えだまめ、大根等を栽培される予定です。借人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないとのことです。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

4番の申請は、農業経営の安定を図る借人へ、畑を貸し出すものです。申請地では、柿を栽培される予定です。借人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、5番、方県地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

今回の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。9月3日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、6番から11番、西郷地区は松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、畑を貸し出すものです。9月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、栗を栽培される予定です。借人は、地元の取り決めも十分承知されており、許可は問題ないと考えております。

続きまして、7番から11番の申請は、法人化により、農業経営を開始する借人へ、田を貸し出すものです。9月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。申請地は、借人の父親が、以前から利用権設定により耕作しておりましたが、今回亡くなられたため、子である借人が、法人名義で引き続き耕作するものです。

申請地では、えだまめ、大根などを栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めも十分承知されており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、12番、鏡島地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

12番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。9月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、雑穀を栽培される予定です。受人は、申請地周辺地区にて代々続く米穀卸の会社を運営されており、地元の取り決めも十分承知されており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、13番、網代地区は松野芳正委員、お願いします。

松野委員

13番の申請は、社会福祉法人である受人が、施設の入所者の健康増進をはかるため、農作業体験の場として、農地を譲り受けるものです。9月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、野菜などを栽培される予定です。受人は、地元の取り決めも理解されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。
続きまして、14番及び15番、柳津地区は、事務局から説明いたします。

伊佐治副主幹

14番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。9月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。申請地では、果樹を栽培される予定です。立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しましたので、許可は問題ないとのことです。

15番の申請は、営農型太陽光発電施設の設置に伴い、地上権を設定するものです。9月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び設定者と共に、現地立会いを行いました。申請地では、地上権設定後、営農型太陽光発電施設の下の農地で果樹を栽培する予定であり、許可は問題ないとのことです。

議 長

ありがとうございました。
議案第48号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

林(明)委員

はい。

議 長

林明委員、お願いします。

林(明)委員

15番の地上権の上の部分は農地になるのでしょうか。また、地上権は地上何メートル、地下何メートルまででしょうか。

議 長

事務局、説明をお願いします。

伊佐治
副主幹

地上部分につきましては、一時転用する営農型太陽光発電施設の支柱部分を除き、農地として果樹を栽培されます。空中部分については、営農型太陽光発電のパネルを設置されるものです。

古田委員

はい。

議 長

古田委員、どうぞ。

古田委員

パネルは全面に設置できるのか。遮光について何か基準はあるのでしょうか。

伊佐治
副主幹

農地法においては基準はないと認識しておりますが、他法令につきましてははまた確認いたします。先ほどの地上権の範囲につきましても併せて御確認したいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長

よろしいですか。

林(明)委員

はい。

古田委員

はい。

議 長

他に御質問等はございませんか。

議長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。議案第48号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第49号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、2件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第49号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。8ページの総括表を御覧ください。

今回は2件、合計15,186.70平方メートルです。

9ページを御覧ください。

1番、三輪地区の申請は、農地の嵩上げで田は畑に転換し、飼料を耕作するものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので84ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、岐阜ファミリーパーク駐車場から西へ600mほど離れた山際の農地です。

申請地は、農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもので、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため例外的に許可し得るものです。

11ページを御覧ください。

2番、柳津地区からの申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断します。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第49号について説明を受けました。

1番、三輪山県地区の申請については、現地調査を行いました。
それでは、1番、山県地区は、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

今回の申請は、段差がある田畑を均一の高さの畑に転換するための一時転用です。

9月8日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者代理人とともに、現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり水路等への影響がないよう配慮することを確認しました。また、雑草等で苦情のないよう依頼しました。
特に許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第49号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第49号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第50号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、議案第50号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

13ページの総括表を御覧ください。

今回は、4件、1,587.49平方メートルです。

14ページを御覧ください。

1番、北長森地区の申請は、使用貸借による権利の設定で、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権の移転により、貸駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、議案書末尾85ページに位置図を付けてございます。

右上の周辺図を御覧ください。転用される場所は、黒野城跡公園から南へ約300メートルのところに位置している市街化調整区域内の農地です。

第1種農地の転用は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3番、西郷地区の申請は、所有権の移転により、資材置場に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て、道路によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

4番、柳津地区の申請は、先ほど御説明しました第3条許可申請明細の14、15番の農地で、営農型太陽光発電施設の農地転用許可申請です。

これは営農型太陽光発電施設として転用期間3年の一時転用をするものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

営農型太陽光発電施設は、周辺の農地に係る営農状況に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものですが、転用期間が満了する際に、要件を満たしていれば再度一時転用許可が受けられます。

また、営農型太陽光発電施設は、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では営農を継続するものです。

今回は、下部の農地で果樹、柚子を栽培する予定です。

また、今回の申請は、これから述べる条件を付して許可することとなります。

1 発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を、毎年報告すること。

2 発電設備の下部において営農の適切な継続を確保できなくなった場合は、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

3 発電設備の下部における営農を行わない場合又は廃止する場合、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第50号について説明を受けました。

2番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2番、黒野地区は、野々村議員、お願いします。

野々村議員

2番の申請は、近隣で設計事務所を営む申請人が、貸駐車場のために転用するものです。

9月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第50号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第50号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第51号農用地利用集積計画の決定について、令和3年9月27日付け、岐阜市経農第724号をもって、岐阜市長か

ら依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

それでは、議案第51号について説明いたします。

15ページをお願いいたします。

今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が2件、使用貸借が599件です。

各設定内容の詳細については、16ページから43ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第51号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第51号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第52号農用地利用配分計画案に関する意見について、令和3年9月27日付け、岐阜市経農第733号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

それでは、議案第52号について説明いたします。

44ページをお願いします。

今回、借り手を変更する貸借の件数が10件あります。

各設定内容の詳細については、45ページに記載してあります。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第52号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第52号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議長 　　賛成多数で、原案のとおり決定いたします。

議長 　　続きまして、議案第53号岐阜農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、令和3年9月8日付け、岐阜市経農第596号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。
関係部局の説明を求めます。

宮本主任主事 　　議案第53号の内容を説明いたします。
今回は、1件の軽微な変更としての除外の申出です。
48ページを御覧ください。
軽微な変更としての農用地からの除外で、田5筆で合計6,373㎡となります。
49ページに詳細が書いてありますので、ご覧ください。
整理番号1、三輪地区、岐阜ファミリーパークの再整備事業による駐車場拡張の申出です。平成26年度に都市計画決定した、岐阜ファミリーパーク西部の拡張エリアについて、岐阜市土地開発公社が集中的に用地を確保し、その後、岐阜市が順次、用地を取得して施設を整備するものです。
51ページに位置図をつけております。
なお、49ページの(3)市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました1件は、農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。
以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第53号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

山口委員

よろしいですか。

議長

山口委員、どうぞ。

山口委員

この整備計画の角のところに農業用のポンプがあるのですが、通常ここから水が出て、高速の三輪スマートインターの降り口の方に水路がつながっています。このポンプが整備計画により動かないということになると、インターの南側の農地に水が入らなくなる。今回の計画において、水路についてはどのようなになっているのでしょうか。

議長

説明をお願いします。

宮本
主任主事

用排水等の御質問に関しては、農地整備課等関係機関との協議が必要となりますので、確認の上、後日ご連絡させていただいてよろしいですか。

議長

よろしいですか。

山口委員

はい。

議長

その他御質問等ございませんか。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第53号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第54号令和4年度農業施策に関する要望書についてを議題といたします。

7月26日に耕地対策専門委員会及び環境対策専門委員会、7月28日に生産対策専門委員会及び農政対策専門委員会を開催いたしました。

その後、8月30日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議

吉村主査

されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案いたします。内容については、事務局から説明いたします。

それでは、議案第54号について、説明いたします。

議案書52ページからの要望書案は、会長から御説明がありましたとおり、各専門委員会及び役員会を経て、6項目18の要望を取りまとめております。

54ページを御覧ください。国、県、市など要望先に提出する要望書となります。

55ページを御覧ください。要望事項の一覧となります。

56ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1 農地利用の集積・集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として、担い手の育成・支援、担い手への農地利用集積・集約化及び農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) スマート農業の推進について、スマート農業は初期投資が大きく、中小規模の農家はなかなか手が出せないため、岐阜市の実情に合ったスマート農業を研究されたい。

(2) 法人に対する支援について、営農組合等の設立や継続にあたり、後継者や人員不足、金銭面等が課題となっているため、情報提供等支援されたい。

(3) 小規模農家への支援について、小規模農家は設備投資が困難なため、ビニールハウスのリース及び設置のサポート等の仕組みを整備されたい。

続きまして、2 遊休農地の発生防止・解消についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1) 遊休農地の再生作業について、再生作業にかかる補助金は耕作者の金銭的負担が大きく条件も厳しいため、活用しやすい補助制度を検討されたい。

(2) 休耕田について、休耕田におけるレンゲ等の作付けは、子どもの情操教育にも良いため、産地交付金等補助制度の復活を検討

されたい。

続きまして、57ページを御覧ください。

3 有害鳥獣対策についての要望事項です。

昨年より発生したウンカによる農作物への甚大な被害、市内全域で増加しているジャンボタニシや小型有害鳥獣等による被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1) 害虫防除について、害虫防除は、害虫が出現してから実施するのが困難なため、迅速な情報発信及び伝達の仕組みを整備するとともに、各機関で連携して対策を指導されたい。

(2) ジャンボタニシ対策について、ジャンボタニシは繁殖力がとても強く、生息範囲が市内全域に広がっている。各個人の対策だけでは限界があり、水路を含めた地域全体での対応を検討されたい。また、ジャンボタニシ防除に関して、農業者や調査機関に研究を依頼されたい。

続きまして、4 農業基盤整備対策についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 基盤整備について、道路の幅が狭い地域や、用排水の整備が遅れている地域があるため、通作や農作業に支障をきたしており、早急に整備を進められたい。また、老朽化した用排水路の再整備への助成を検討されたい。

(2) 用排水路や法面の管理について、農地には景観保全や貯水等多面的機能があるため、市内全域で対応可能な多面的機能支払交付金のような制度を検討されたい。また、住環境や農業環境保全のために、法面や水路の草刈りについて予算の拡充及び作業中の損害賠償に対する補助等を検討されたい。

また、市街化区域内の水路等について、適正に維持管理を行うとともに、転用後の用排水路敷地内の草止めコンクリート未対応への対策を検討されたい。

続きまして、58ページを御覧ください。

5 都市農業振興対策についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地制度について、市街化区域内農地を保全するため

にも、地域での検討会等に積極的に参加し、生産緑地制度の導入を推進されたい。また、生産緑地制度に対する理解を深めるために、説明会等の機会を増やされたい。

(2) 特産物について、岐阜市の特産物を、積極的に宣伝する等全国に展開されたい。

(3) 直売所について、地域の農業を支えるために、直売所に同じ品物が集中した場合の対策等、小規模農家が出荷しやすい仕組みを整備されたい。また、野菜以外の肉や加工品などを充実させて集客力を強化されたい。

(4) 農業振興に関する研究について、岐阜市における、郊外の市街化調整区域で展開している水田農業等や市街化区域での農業に関する研究を、農業者や調査機関に委託できるよう予算化されたい。

続きまして、6 その他の要望事項です。

(1) 災害時の支援について、災害により農業者が被害を受けた際の、支援に関する仕組みや組織を充実されたい。

(2) 農業に関する研究・開発について、気候変化に対する順応力や味・生産量の改善などの、農業者が行う品種の研究に積極的に協力するとともに、肥料や品種、機械の向上などについての調査研究及び開発を推進されたい。

(3) 農薬について、誤った使用法により農薬の効果を減衰させないために、正しい使用法について周知されたい。

(4) 地質検査について、処分場等の公共施設や大規模な公共工事において、農地又は農作物に影響が生じる可能性がある場合は、速やかにその影響について検査を実施されたい。

(5) 農地周辺の環境整備について、樹木を一斉に伐採した結果、生息していた小動物等が農地に移動し被害を被る事例が発生しているため、環境整備は一定の期間を設けて順次実施する等、生態系に配慮されたい。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第54号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言もないようですので、採決に入ります。
議案第54号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第36号から38号について、事務局の説明を求めます。

伊佐治
副主幹

それでは、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和3年9月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたします。

報告第36号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について、第3条の3の規定による、許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

61ページを御覧ください。

今回の各地区別の届出は、40件、合計80,902.70平方メートルです。

続きまして、報告第37号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

63ページを御覧ください。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出の合計は、8件、合計2,228平方メートルです。

明細は64ページから66ページでございます。

続きまして、報告第38号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

67ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、58件、合計25,075.42平方メートルです。

明細は、69ページから83ページです。

以上でございます。

議長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

御発言もないようでございますので、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 52 分閉会を宣す。